

徳島県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

大西章英	資金管理団体の届 出をした者の氏名
大西あきひで後援会	資金管理団体の名称
令和二年 四月二日	取消年月日